

離婚調停または離婚訴訟(裁判)中の 実質ひとり親家庭へ

児童一人あたり**10**万円支給

※雑所得にあたるため、収入として認定されます。

【申請対象者】 次の要件のすべてを満たす方

- ① 支給対象児童を扶養する離婚調停または離婚訴訟(裁判)中の父母
- ② 中野区に住所を有する
- ③ 申請者および扶養義務者の所得が所得制限額内
※所得制限の詳細については、中野区ホームページをご確認ください。

【支給対象児童】 次の要件のすべてを満たす児童

- ① 出生から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
- ② 日本国内に住所を有する

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ・申請者が児童扶養手当の要件を満たしている場合
- ・申請者が配偶者、実父母、義父母のいずれかの方と同居している場合
- ・既に当給付金の支給を受けている場合(ただし、新たに支給対象児童がいる場合、または、既支給分に係る離婚が成立し、再度婚姻後に要件を満たす場合を除く)

申請方法や申請に必要な書類など本給付金の詳細については、
中野区ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



▶お問い合わせ 中野区役所 子育て支援課 児童手当係

電話：03-3228-8952 メール：kosodatesien@city.tokyo-nakano.lg.jp

▶申請受付窓口

中野区役所3階 子ども総合窓口 受付時間：平日8時30分から17時まで